

労働安全衛生法第 57 条（ラベル表示）、第 57 条の 2（SDS 交付）及び第 57 条の 3（リスクアセスメント）の対象物質の追加について

1 これまでの考え方

平成 29 年 2 月にとりまとめられた「化学物質のリスク評価に係る企画検討会報告書－労働安全衛生法施行令別表第 9 の新規候補物質の検討－」において、以下の考え方が示されている。

○ 令別表第 9 の対象物質の追加の必要性等

事業場において自律的な化学物質管理が行われるためには、危険性又は有害性に関する情報が適切に伝達され、事業場におけるリスクアセスメントとそれに基づく管理が適切に行われることが重要である。そのため、一定の危険性又は有害性があるとの新たな知見が得られた化学物質については、適宜、令別表第 9 に追加する必要がある。

○ 令別表第 9 の選定の基準

ア 基本的な考え方

本検討会においては、日本産業衛生学会が新たに許容濃度を勧告した化学物質及び米国産業衛生専門家会議が新たに TLV を勧告した化学物質は原則として令別表第 9 へ追加することとする。

ただし、特に、危険性又は有害性が低いと考えられるもの、及び職場における使用の実態等に鑑みて我が国において労働災害発生リスクが極めて低いと考えられるものについてはその対象から除くこととした。

イ GHS 分類について

令別表第 9 への追加の検討に当たっては、裾切り値の設定に際して必要となる政府による GHS 分類及び区分並びにモデル SDS の作成が行われており、改正後の事業者による円滑な情報伝達に資するものを対象とした。

2 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」における議論

令和元年 9 月から開催されている「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」において、化学物質の危険有害性に関する情報伝達の強化について議論が行われており、令和 2 年 7 月 16 日（木）に行われた第 7 回検討会において、以下の方針がとりまとめられた。

○ ラベル表示・SDS 交付の対象とする物質については、法令で義務対象とする物質を、国がモデルラベル・SDS を作成している物質（3,014 物質）まで拡大することとする。

○ ラベル表示・SDS 交付義務対象物質を、モデルラベル・SDS が作成されている全ての化学物質にまで段階的に拡大するに当たり以下のものを優先すること

とする。

- ・ 高い区分の有害性がある化学物質（国のリスク評価の考え方も踏まえ、発がん性の高いものから優先し（IARC のグループ 1 ⇒ 2 A → 2 B の順で優先する）、次にその他の有害性の区分が高いものを優先する）
- ・ これまでに労働災害を発生させた化学物質
- ・ 日本国内での輸入量、生産量が多い化学物質

3 今後の基本的考え方

上記を踏まえ、今後の令別表第 9 の対象とするべき化学物質は、国が GHS 分類を行い、モデルラベル・SDS を作成している物質（令和 2 年 9 月現在で 3,014 物質）とする。

ただし、これら全ての物質を一度に令別表第 9 に追加することは、追加に当たっての検討に要する時間や手続き上困難であるため、以下の①～③のいずれかに該当するものから優先して検討対象とすることとする。

- ① 高い区分の危険性・有害性があること（有害性については、発がん性の高いものから優先し、次にその他の有害性の区分が高いものを優先する）。
- ② これまでに労働災害を発生させた化学物質であること。
- ③ 日本国内での輸入量、生産量が多い化学物質であること。

(注) GHS の考え方^{*}にもあるとおり、化学物質の危険有害情報を広く伝達ことを重点とし、日本産業衛生学会の許容濃度や ACGIH の TLV が勧告されていない物質も、令別表第 9 に追加する対象とする。

※ GHS は全ての危険有害な化学品に適用される。SDS は、GHS に基づく物理化学的な危険性や、ヒトの健康または環境に対する有害性に関する調和された判定基準を満たす全ての物質および混合物について作成されるべきである。

4 今回追加する物質の選定に関する考え方

今回追加候補物質としているベンジルアルコールは、以下のとおり、上記①～③の全ての基準を満たすこと、近年重大な労働災害が頻発していることから、優先して令別表第 9 への追加を検討すべきだと考えられる。

- ・ 2009 年に GHS 分類を行ってモデルラベル・SDS を作成し、2020 年に改訂していること。
- ・ 単回ばく露による中枢神経系及び腎臓に対する毒性が区分 1、反復ばく露による中枢神経系への毒性が区分 1 であること。
- ・ 過去 1 年の間に労働基準監督署に届出られている労働災害（急性中毒）が 5 件あること。
- ・ 化審法に基づく製造・輸入量のデータによると、2018 年度の年間製造・輸入量は 6,000 トンであること。